大阪国際空港周辺緑地（伊丹スカイパーク）ネーミングライツ・パートナー募集要項

１．目的

伊丹市は、大阪国際空港周辺緑地（以下「伊丹スカイパーク」という。）のネーミングライツ（命名権）を民間事業者等に付与することで地域活性化等によるＰＰＰ（公民連携）の推進を図るとともに、新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的として、当該施設のネーミングライツ・パートナーを募集します。

２．対象施設

施設名	大阪国際空港周辺緑地（伊丹スカイパーク）
所在地	伊丹市森本３丁目，７丁目，８丁目，桑津３丁目， 岩屋１丁目，２丁目地内
施設概要	「施設概要」（別紙１）参照

３．募集条件

(1) 予定価格

年額 730 万円以上（消費税及び地方消費税を除く）

※予定価格を下回る額を提示していただいても構いませんが、予定価格に対して 75%未満の応募は失格とさせていただきます。

(2) 契約期間

3 年以上

(3) 愛称の条件

対象施設の「愛称」として企業名又は商品名、ブランド名など（以下「企業名等」という。）を冠する権利が付与され、その愛称を施設に標示することができます。

例：「○○○○○伊丹スカイパーク」

①愛称の標示については、伊丹市広告掲載要綱、伊丹市広告掲載基準を遵守してください。（別紙２－１、２－２参照）

②愛称には、都道府県及び本市以外の市区町村名を使用できません。

③愛称は、ネーミングライツ・パートナーの社名変更などやむを得ない場合を除き、原則として契約期間中は変更できません。

④愛称は、日本語及び英語アルファベット表記に限ります。

⑤「伊丹スカイパーク」という愛称自体を変更することも可能ですが、都市公園であることが利用者に伝わる名称としてください。また、利用者の混乱を避けるため、旧愛称となる「伊丹スカイパーク」を新愛称と併記してください。

例：「○○○○○伊丹○○○○○○（伊丹スカイパーク）」

(4) 標示の条件

愛称を施設に標示することができ、企業ロゴやマークの使用、フォント、色、大きさ等を指定することができます。

①企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたネーミングライツ・パートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

②施設の名称に冠する標示には不適切なものは使用できません。例えば、他の特定の事業者・団体等を象徴する図案（シンボルマーク）・装飾された文字（ロゴタイプ）、意味不明の記号や判読できないマークの羅列、などが該当します。

③施設改修等、業務上やむを得ない事由が生じた場合、施設等に標示している愛称の一時撤去等を行う場合があります。

④標示箇所イメージ（別紙３）に掲載している標示については、対象外のものを除き愛称標示が可能です。図中に「変更が必要な看板」、「変更が好ましい看板」を列挙しますので留意ください。それ以外の場所に愛称を標示する場合は、別途協議するものとします。

⑤提案いただいた施設の愛称標示のデザインについては、優先交渉権者決定後の協議において詳細をご提出いただき決定します。必要に応じてデザインの再提案を求める場合がありますが、提案価格の変更は行いません。

⑥市は、市広報紙や市ホームページ等の広告媒体で、愛称の市民周知に努めます。

(5) 命名及び愛称標示に係る費用負担

① ネーミングライツ・パートナーの負担

ネーミングライツ事業の対象施設等に冠した看板等の新設・変更に伴う費用、及び契約期間終了又は契約解除に伴う原状回復費用については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

② 市の負担

ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に市が作成する印刷物や市ホームページ等における対象施設等の名称標示の変更については、市の負担とします。ただし、指定管理者において独自の施設ホームページを作成している場合はこの限りではありません。

(6) 愛称使用開始時期

令和９年３月１日（予定）

４．応募資格

応募資格を有する者は、伊丹市ネーミングライツ実施要綱第９条に該当しない者とします。（別紙４参照）

５．応募手続き

(1) 応募受付期間

令和８年 11 月 12 日（木）から令和８年 12 月 11 日（金）まで

※郵送の場合は期限内必着、持参の場合は上記期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間に「９．申込先・問い合わせ先」の担当まで

(2) 応募方法

以下の必要書類について、それぞれ正本１部及び副本１部（正本は原本、副本は複写可）を書面で提出してください。

【必要書類】

① ネーミングライツ・パートナー申込書（様式１）
② 誓約書（様式２）※要押印
③ 印鑑証明書
④ 定款又は寄付行為
⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本など）
⑥ 会社概要（様式任意）
⑦ 直近３年の財産目録、収支計算書又は損益計算書、貸借対照表（法人以外の団体にあってはこれらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録とする。（様式任意）
⑧ 国税（法人税及び消費税に限る。）の滞納がない旨の証明書
応募開始日（令和８年 11 月 12 日）以降発行のものに限ります。
本社の所在地を管轄する税務署が発行する「納税証明書（その３の３）」を提出してください。ただし、国税について納税義務がない法人については、申立書（様式 3-2）の提出をもって証明書の提出に代えます。
⑨ 伊丹市税（市民税（※）、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に限る。）及びその付帯金（延滞金・督促手数料）の滞納がない旨の証明書
応募開始日（令和８年 11 月 12 日）以降発行のものに限ります。
伊丹市内に本社、支社または営業所等を有する法人については、市徴収課指定の様式により税の収納管理担当課（市徴収課）の証明を受けたものを提出してください。なお、伊丹市内に事業所等がないため伊丹市税について納税義務がない法人については、申立書（様式３）の提出をもって証明書の提出に代えます。伊丹市以外の市税に係る納税証明書の提出は不要です。
※法人の場合は「法人市民税」と「市県民税・森林環境税（特別徴収分）」、法人格をもたない個人事業主等の場合は「市県民税・森林環境税（普通徴収分）」が対象
⑩ 応募時点で標示変更を検討している標示検討案（様式４）
標示を検討している個所について、「標示の検討」の欄に「〇」を入力してください。なお、標示検討箇所は案であり、優先交渉権者決定後の協議において確定することとします。
⑪ 標示箇所イメージ（別紙３）に記載のある標示以外に設置・変更等を検討している標示がある場合は、その概要図（様式任意）
設置物の形態によっては、伊丹市都市公園条例施行規則に定める「伊丹市公園施設設置（変更）許可申請書」、「伊丹市公園施設管理（変更）許可申請書」の提出が必要な場合があるため、該当する場合は優先交渉権者との協議において必要手続きを案内することとします。

【留意事項】

① 市が提供する資料は、応募に係る業務以外の目的で使用することを禁じます。また、いかなる場合でも市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

② 応募受付期間を過ぎた提出、提出期限後の事業者の都合による書類の差替え及び再提出はできません。

③ 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合、その申請は無効とします。

④ 必要に応じて追加書類等の提出を求めることがあります。

⑤ 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

⑥ 応募者から提出された書類は返却しません。

⑦ 応募者から提出された書類について、市は「大阪国際空港周辺緑地（伊丹スカイパーク）ネーミングライツ・パートナー募集」事業の候補者選定についてのみ使用します。

⑧ 提案書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定後に申請結果の公表のため必要となる場合には、市は内容を公表し、無償で使用できるものとします。また、伊丹市情報公開条例に基づき、開示することがあります。なお、応募者に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開とする場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

⑨ 伊丹スカイパーク敷地は公園施設内となりますので、都市公園法等関係法令の制約を受けます。

(3) 現地内覧会

令和 8 年 11 月 20 日（金）　時間帯：申込後に調整

申込期間 11 月 16 日（月）から 11 月 18 日（水）

「９．申込先・問い合わせ先」の担当までメールにてお申し込みください。件名は「大阪国際空港周辺緑地（伊丹スカイパーク）現地内覧希望」としてください。内覧会当日は市職員が立ち会います。なお、施設営業時間内であれば、内覧会とは別に独自に現地を確認することも可能（予約不要）です。

(4) 質問及び回答

①質問の資格者

本要項中の「４．応募資格」に規定する資格を満たす者とします。

②質問の方法

「質問書」（様式５）により質問の要旨を簡潔にまとめ、「９．申込先・問い合わせ先」の担当までメールにて送付してください。電話・窓口での質問は受け付けません。

③受付期間

令和 8 年 11 月 12 日（木）から令和 8 年 11 月 24 日（火）

④回答

令和 8 年 12 月 2 日（水）までに市ホームページに回答を掲載します。回答は、本要項と一体のものとして同等の効力を有するものとします。なお、やむを得ない事情により回答が遅れる場合があります。

6．審査方法・審査基準

市が組織する伊丹市ネーミングライツ審査委員会において、応募された価格、契約期間、適格性のほか、地域貢献及び愛称案を総合的に判断して優先交渉権者を決定します。なお、応募が 1 社であっても、審査委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者を決定します。

※審査基準については、「大阪国際空港周辺緑地（伊丹スカイパーク）ネーミングライツ・パートナー審査基準」（別紙５）参照

7．優先交渉権者の決定

12 月末までに優先交渉権者を決定する予定です。応募者には、文書で通知します。

優先交渉権者との交渉において決裂した場合には、次点の者が優先交渉権を有します。

8．ネーミングライツ・パートナーの決定

ネーミングライツ・パートナーは、令和 9 年 1 月 15 日（金）までに「契約書（案）（別紙６）」を調整し、契約を締結する予定です。また、決定されたネーミングライツ・パートナーについて市の広報媒体を通じて公表するとともに、市ホームページで導入する施設名のほか以下の情報を公表します。

①愛称、②ネーミングライツ・パートナー名、③契約額（年額）、④契約期間

9．申込先・問い合わせ先

担当：伊丹市財政基盤部財政企画室経営企画課（担当：佐藤）

住所：〒664-8503　兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

電話：072-784-8027（直通）

Ｅ-mail：keieikikaku■city.itami.lg.jp

（上記「■」は、「@」に変更してください）

以　上